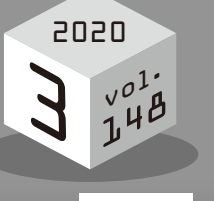


協働・共感で響きあう  
まちづくりをLEADする  
京丹後市商工会

京丹後市 Kyotango City Society of Commerce &amp; Industry

## 商工会だより



京丹後市商工会 〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1

TEL.0772-62-0342 FAX.0772-62-3553 URL: http://kyotango.kyoto-fsci.or.jp

● 網野支所/TEL.72-1863 ● 大宮支所/TEL.68-0038 ● 丹後支所/TEL.75-2222 ● 久美浜支所/TEL.82-0155 ● 弥栄支所/TEL.65-3137 (火・金のみ)



## 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

## 日本政策金融公庫等による無利子・無担保融資制度

この制度は、新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度を併用して、実質的な無利子の融資を行います。

※両制度とも3年間限定です。4年目から基準金利となります。

## 【新型コロナウイルス感染症特別貸付】

新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者(フリーランスを含む)に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。

## ● 融資対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方

- ① 最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ② 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
  - a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高
  - b 令和元年12月の売上高
  - c 令和元年10月~12月の売上高平均額

※個人事業主(フリーランス含む、小規模に限る)は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

## ● 資金の使いみち/運転資金、設備資金 ● 担保/無担保

## ● 貸付期間/設備20年以内、運転15年以内(うち据置5年以内)

## ● 融資限度額/(別枠) 国民事業: 6000万円、中小事業: 3億円

## ● 金利

国民生活事業

3,000万円以内の部分 当初3年間: 基準利率-0.9% 3年経過後: 基準利率  
3,000万円を超える部分 基準利率

中小企業事業

1億円以内の部分 当初3年間: 基準利率-0.9% 3年経過後: 基準利率  
1億円を超える部分 基準利率

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

## 【特別利子補給制度】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が「固まり次第中企庁HP等で公表予定です。」

## ● 適用対象

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方

- ① 個人事業主(フリーランス含む、小規模に限る): 要件なし
- ② 小規模事業者(法人事業者): 売上高▲15%減少
- ③ 中小企業者(上記①②を除く事業者): 売上高▲20%減少  
※小規模要件・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下  
・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

## ● 利子補給

【期間】借入後当初3年間 【補給対象上限】国民事業3000万円、中小事業1億円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の適及適用が可能です。

日本政策金融公庫 舞鶴支店 国民生活事業 0773-75-2211

日本政策金融公庫 京都支店 中小企業事業 075-221-7825

## 京都府の制度融資

新型コロナウイルス対応緊急資金及び  
災害対策緊急資金(セーフティネット4号)

京都府では、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、売上が減少する等、業況が悪化している中小企業者等の皆様を支援するため、融資制度を実施しております。

3月2日に、京都府全域が国の指定するセーフティネット保証4号(自然災害等)指定されたことを受け、対象となる方には通常の保証枠2億8000万円とは別枠で、新たに2億8000万円の保証枠が付与されました。新たに付与された保証枠に対しては、先に創設した「新型コロナウイルス対応緊急資金」(利率年1.2%)より低い「災害対策緊急資金」(利率年0.9%)が適用されます。

## 新型コロナウイルス対応緊急資金

## 【融資対象となる方】

◆ 京都府内に事業所又は営業所があり、府内で6ヶ月以上継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、経営状況が悪化している方

- ◆ ① 直近1ヶ月間の売上高等が前年同期に比べ10%以上減少している方または
- ② 直近1ヶ月間の原材料費等が前年同期に比べ10%以上高騰しており、かつ、経営状況が悪化している方

《中小企業者》◎ 法人の場合… 府内に事業所又は営業所がある企業

◎ 個人の場合… 原則、府内において所得税、事業税を申告している方

《組合》中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等

《特定非営利活動法人》府内に事務所を有する特定非営利活動法人

※ 京都府税・京都市税(京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ)の滞納がないこと

## 【資金使途融資期間等】

◆ 運転資金、設備資金10年以内(原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可)

【融資利率】◆ 年1.2%(固定金利) &lt;セーフティネット保証4号分は年0.9%(固定金利)&gt;

## 【融資限度額】

◆ 有担保で2億円、無担保で8,000万円(ただし、保証協会の普通保証の利用可能額の範囲内、セーフティネット保証を利用する場合は別枠での利用可)

## 【担保・保証人】◆ 保証協会の信用保証が必要

&lt;原則、法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要&gt;

## 【信用保証率】◆ 0.45%~1.7%

&lt;セーフティネット保証4号分は0.9%(一律)&gt;

## 【受付機関】◆ 京都府・京都市制度融資取扱金融機関

京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫

## 【実施期間(予定)】

◆ 新型コロナウイルス対応緊急資金

令和2年2月6日~令和2年9月30日(※設備資金は令和2年3月2日から)

◆ 災害対策緊急資金(セーフティネット4号) 令和2年2月18日~令和2年6月1日

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

## セーフティネット保証4号の適用

## 【適用地域】京都府内の全市町村

## 【適用期間】令和2年2月18日~令和2年6月1日

## 【対象要件】以下の要件のいずれも満たすことについて、市町村長の認定を受けた中小企業者等

- (1) 適用地域内において、1年以上継続して事業を行っていること。
- (2) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

## 【融資限度額】普通保証と別枠を合わせ、有担保4億円、無担保1億6千万円

セーフティネット保証認定の詳細について/事業所所在地の市町村の窓口

申込受付について/京都府制度融資取扱金融機関

## 中小企業の生産性革命を応援します!

生産性向上や制度変更への対応に取り組む中小企業者が利用できる補助金・助成金を紹介します。

## 生産性革命推進事業に係る補助金

生産性革命推進事業では、ものづくり補助金・小規模事業者持続化補助金・IT導入補助金の3つの補助金をご用意しています。従来の補助金からの変更点として、通年での公募となるため、十分な準備をした上で、都合の良いタイミングで、申請・事業実施が可能です。(締切日は複数回設けられています。)

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、生産性革命推進事業では、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資・販路開拓や、事業継続力強化に資するテレワークツールの導入などに取り組む事業者に対し、加点点措置等を講じます。

## 生産性向上を目指す事業所へ

## ● ものづくり補助金

中小企業等が行う革新的なサービス開発・試作品開発生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

◆ 補助額 100万~1,000万円

◆ 補助率 ・中小企業 2分の1・小規模事業者等 3分の2

## 販路開拓を目指す事業所へ

## ● 持続化補助金(小規模事業者持続的発展支援事業)

小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大等)等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。

◆ 補助額 50万円(上限額) ◆ 補助率 3分の2

◆ 補助対象 店舗の改装、ホームページの作成・改良、チラシ・カタログの作成、広告記載など

受付締切(締切日当日消印有効)

第2回目 令和2年6月5日(金)

第3回目 令和2年10月2日(金)

第4回目 令和3年2月5日(金)

※ 申請締め切り日前10か月以内に同一事業の採択決定及び交付決定を受けた事業者は対象外となります。



## IT導入を検討中の事業所へ

## ● IT導入補助金(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

中小企業等が行うバックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。

◆ 補助額 30万~450万円 ◆ 補助率 2分の1